

令和2年度

第8回 佐々町農業委員会総会議事録

令和2年11月25日(水)

佐々町農業委員会

令和2年11月 第8回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和2年11月25日(水)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和2年11月25日(水)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
9	寶持 雅祥 君	11	井手 俊博 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

(4) 審議事項

第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第20号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第21号議案 非農地通知申出書について（口石地区）

(5) 協議事項

佐々町農業振興地域整備計画変更にかかる意見徴収について（2-2）

(6) その他

① 12月定例会の日程について

② その他

事務局長（金子 剛君） それでは、時間、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第8回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。今週末は寒気が下りて寒くなるという予報が出ております。暖かかったり、寒くなったり、体調には気をつけながら活動されること、よろしくをお願いいたします。

先月の末に長崎県の作況指数が発表されましたが、長崎県は86で不良、その中でも北部は78という報告がされております。近年にない不良ではなかったかと思っております。

そしてまた、報道されておりますように、コロナに合わせて、また鳥インフルエンザもはやっておるそうです。香川で爆発的に発生し、今日はまた福岡でという話も、報道もされております。年末に向かってなかなかいい話もなく、来年に希望を託す以外ないかと思っております。

本日も案件が多数出ております。皆様の御審議をよろしくお願ひし、スムーズに進行することをよろしくお願ひいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

本日の出席委員は、農業委員は13名、全員出席でございます。また、最適化推進委員におかれても全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長のほうにお願いいたします。

会長（吉野 裕君） あと座ってさせていただきます。

案件については、佐々町農業委員会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

では、これより議事に入ります。

まず日程（2）、議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、9番、寶持委員、11番、井手委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

以上で日程（2）を終わります。

それでは、日程（3）の報告事項に入ります。

報告第1号農地転用制限の例外規定に係る届出書について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、議案書の1ページをお開きください。朗読説明いたします。

農地転用制限の例外規定に係る届出書。

届出者、〇〇〇〇。農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、下記のとおり農地を転用したいので届け出ます。届出人住所が〇〇〇〇。職業、農業。土地の所在、木場免字夜萩703の1。地目、台帳、田。現況、倉庫。451m²のうち60m²が倉庫面積となっております。

用途につきましては、農機具を置く倉庫となっております。この件につきまして、6のその他参考となるべき事項に書いてございますが、今年度、2年度の木場地区の農地パトロールの折に発覚したということで、ここは既に建っているという状況でございます。

この下に文言を入れさせ、書いてもらいました。知らずに無知だったということで、倉庫を建ててしまって、今後、反省しますというような内容を書いていただいております。

場所につきましては、3ページをお開きください。

この赤枠、〇〇〇〇さんの御自宅の前になります。このうち6ページ、7ページを見ていただければ分かりますが、現況写真、それから航空写真をつけております。既にこういった形で農機具の倉庫が建っているという状況でございます。

航空写真を見ていただければ、704というところが〇〇〇〇さんの御自宅でございます。そこの前、青い枠で囲ってあるところに、この倉庫が建っているという状況でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件につきまして何か御意見、御質問はありませんか。よろしいですかね。

それでは次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の8ページをお開きください。朗読説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知書。

貸貸人、住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在でございますが、須崎免字赤崎213の1。地目、台帳、現況ともに田、623m²のうち530m²。

2筆目が同じく須崎免字赤崎214の1。地目、台帳、現況ともに田、3,578m²のうち3,400m²。

3筆目が須崎免字下須崎545の1。地目、台帳、現況ともに田、878m²でございます。

ます。

このまず場所につきましては、11ページをお開きください。

このちょうど青い部分、この3か所が今、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが賃貸借をされているという場所でございます。

この解約後は、次の方がほぼ決定をしているという状況でございます。なので、また契約をしていただくというような予定をしているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。ないようですので、これで報告事項を終了いたします。

それでは、次の日程（4）審議事項に入ります。

第18号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の12ページをお開きください。朗読説明をいたします。

A3版です、A3の大きい用紙です。議案第18号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町口石免字原449番2。地目、現況ともに田、506m²。

2筆目が北松浦郡佐々町口石免字原455番1。地目、現況ともに田、863m²、合計の1,369m²でございます。

譲受人、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。不動産業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員。

転用の目的でございますが、建売住宅でございます。木造2階建ての6棟、建築面積は347.91m²でございます。農地区分につきましては、第2種農地となっております。今回建売を6棟建設して販売をするためということで、今回申請が上がっているところでございます。

場所につきましては、まず17ページをお開きください。国道の204号線を芳ノ浦方面に走りまして、ちょうど〇〇〇〇から木場のほうに入る道です。今はございませんが、〇〇〇〇があったところの前の農地、赤枠が申請地となっております。

次に、19ページをお開きください。

19ページに現況写真を載せております。ここは今写真で見ればお分かりだと思いますが、耕作をしているという状況でございます。農用地区域にも入っておりません。

それから、次に21ページを、21ページと23ページを比較しながら見ていただければと思います。

まず23ページにつきましては、Aタイプが3棟、上の段がAタイプの3棟、下のBタイプが3棟、こういった形の建売住宅6棟を予定をされている状況です。

被害防除計画書でございますけども、まず1番、申請地の造成の計画でございます。盛土を行うということでございますが、最高0.40、40cm程度ということで、こっこの図面でいいますと町道の、町道が走っておりますが、こちらが低くなるということ、0.05のほうです。奥側をちょっと上げると、40cm程度上げるという計画でございます。

それから、上記に伴う被害防除の措置でございますが、一番右の図面にちょうど仕切りがございますけども、境界がありますが、そこをのり面保護するという状況です。宅地3つて書いてある、ちょっと右上のほうに、ここはのり面保護をします。

それから、2番の近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼすおそれがない措置ということで、ここは横にも既に自宅があるんですけども、その高さと一緒に、2階建てですので、8.9m程度の高さになるという状況でございます。

それから、3番の排水計画でございますけども、まずこの図面でいきますと、この青い部分が新しく道を入れるところ、4mです、4m道路になっております。町の提供はしないということです。この青い枠の水路を新しく造って、それを左側の町道のほうに、下のほうに流すという計画でございます。

それから、下水につきましても、ここは下水道区域でございますので、全部6棟を下水管へ接続するという計画をされております。

説明は以上でございます。

会長（吉野 裕君） 事務局の説明が終わりました。

地元委員の説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君） ただいま事務局のほうから説明がありましたように、場所のほうは先ほどありましたように、〇〇〇〇のところから平田ため池というところのほうに入っていき通りの道です。道にあります農地です。写真で445と44、499の2、ありますけども、この少し段差がありますけども、少し盛土をしていくというふうなことでした。あと雨水とか下水は下水道に流すということで、特に問題はないかということで聞いております。現場で確認いたしましたところ、そういうふうなことで特に問題ありませんでしたので、御審議よろしくお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） この件につきまして何か御意見、御質問、ありませんか。ないようですので、採決をいたします。第18号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。全員賛成でやむなしということ

で進達いたします。

次に、第19号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の29ページをお開きください。朗読説明いたします。

議案第19号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町須崎免字葎ノ浦22番。登記、現況ともに畑、437m²。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、公務員、〇〇〇〇、病院職員。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。

転用の目的でございます。一般の個人住宅でございます。軽量の鉄骨造りの瓦ぶき2階建て、1棟、建築面積が61.72m²。今、別の住宅にお住まいですが、そこは手狭になったということで、今回、一般住宅の予定をされているところでございます。

33ページをお願いいたします。

場所につきましては、中央海岸線の〇〇〇〇があると思いますが、〇〇〇〇から200mぐらい先から左に、赤崎線のほうに入りまして、この赤枠になっているんですが、入ってメロディー橋からまずさらに上に登っていった途中、赤枠の場所、ここが今回の申請地となっております。

それから、37ページをお開きください。

現況写真を載せております。ここは今、現状、こういった更地になっておりまして、耕作はされていないという状況でございます。

それから、被害防除計画書、それから次に39ページに配置図を載せております。まず、被害防除計画の申請地の造成計画の内容でございますけれども、ここにつきましては高さ等そのまま、現状のまま利用するという計画でございます。

上記に伴います被害防除の計画でございますが、ここは周囲が高低差がございまして、のため土留めの工事を行う。

それから、②の農業用水施設の水路の放流と下水道でございますけれども、39ページの配置図を見ていただければ分かりますとおり、この四角の斜線のところが家が建つ部分です。この青い点線の矢印、これが雨水の流れる計画というような状況でございます。

それから、ここも下水道区域でございますので、下水道の本管に直結をするという予定をされております。

一般住宅につきましては、基本的500m²以内という決まりがございまして、全体面積がこれ473あるんですかね。ここはちょっと広いように感じますけれども、庭等を広く

取りたいということで、今回、こういった申請が出ているという状況でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 事務局の説明が終わりました。地元委員の説明をお願いします。16番。

事務局長（金子 剛君） スイッチをお願いします。赤く光ると思うんです。

16番（福田 庄治君） 11月16日午後より事務局、吉野会長、私と行政書士、地主の方と現地確認を行いました。場所は以前、〇〇〇〇というレストランがありましたが、そこから上り、上がったところになります。

予定地の周りは既に住宅地が、住宅が建っており、隣接する農地はありません。地主の方に後継者はなく、今後、維持管理が難しいということでした。問題はないように思われます。皆様方の御検討をよろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件につきまして何か御意見、御質問はありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） この問題について、案件について異論はございませんけども、確認ですけども、貸出しの譲渡人の〇〇〇〇さん、これは農協でも長年お勤めになって、農業にも頑張っておられるんですけど、表示の仕方で無職ということになってはいますが、その辺、ちょっと確認したいと思うんですけども、無職なんですか。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） すみません。これ五役会のおきも指摘を受けたんですけども、基本的には農業も当然されているんですが、農地転用申請、3条であれば農業と表示しようかなと思ったんですが、基本、農地転用申請ですので、無職と。農業でもよかったんですけど、無職と表示をさせていただいたという状況でございます。当然農業はされております。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 今お聞きしましたから、どうこうは言いませんけれども、はっきり農業であれば農業というふうに明示すべきですよ。

それから、先々月やったかね。皆さんも御存じのとおり、里の案件で〇〇〇〇さんのときも無職と提示してあったんですね。そのときも指摘したいなと思ったんですけども、事務局がどういうふうにされたか知りませんが、農業をなさっている中であって無職という。お互いに職業は無職ってしたり、あるいは本業の農業としたりして、それぞれ分けていいもんかどうかというものが、疑問が生じてまいりますから、その辺、今回、はっきりしたほうがいいんじゃないかということで、一応申し上げておきたいと思います。ありがとうございます。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の30ページを開いていただければと思います。

私がなぜ無職にしたかといいますと、ここに、許可申請書の折に譲渡人、名前があつて、住所があつて、職業欄のところは無職と入っております。私も当然、農業でいいんじゃないかという、行政書士のほうに指摘をいたしました、無職で行きますということをおっしゃいましたので、議案書のほうにも無職と載せさせていただいたという状況です。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） いろいろ申し上げることがありまして、ただ農業とすれば農地を転用する形になりますから、譲渡人としまして、無職ととったほうが聞こえはいいですね。農業じゃないんだなという印象を与えますから。そういう考えじゃないんでしょうけれども、そういう今後誤解のないようなかたちも取らにゃいかんから、あえて申し上げますけれども、職業をはっきり明示するようなかたちを今後取っていただきたいということを申し上げます。

以上です。

事務局長（金子 剛君） 分かりました。今後そういうふういたします。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。今後そのように対処いたします。

ほかにありませんか。ないようですので採決をいたします。第19号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。全員賛成ということで進達いたします。

次に、第20号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の43ページをお開きください。朗読説明いたします。

議案第20号農地法第5条の規定による農地等の、これ賃貸借権でございます、許可承認申請について、県知事許可分です。

土地の所在、北松浦郡佐々町本田原免字城の下53番1。地目、現況ともに田、1,075m²。譲受人、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。冠婚葬祭業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。

転用の目的は駐車場でございます。40台を予定されております。農地区分につきましては第2種農地。現在の駐車場が狭いため拡張するということでございます。

後もって説明をいたしますけれども、まず場所につきましては47ページをお開きください。佐々中学校のプール、体育館の横、プールがございます。そこの横の農地が申請地という状況でございます。

それから、52ページをお開きください。

現況写真をつけておりますけれども、ここは現在見てお分かりのとおり、米を作られているという状況でございます、まず53ページの図面が、今〇〇〇〇が建っているのは御存じかと思っておりますけれども、そこの設計図です、これは。この黒い枠が〇〇〇〇になります。国道の横の部分です。ここのちょうど駐車場の枠が、1から16まで駐車スペースがございますけれども、ここはどうしても少ないということで、ここはお葬式しかやってらっしゃらないということでしたが、お葬式の折には、どうしてもここは少ないということで、54ページの平面図を見ていただければ分かると思いますが、この申請地のほうに40台の駐車スペースを確保したいということで、今回申請が上がっているという状況です。

それから、入り口につきましては、上の道路と書いてありますけれども、これはちょうど中学校裏のプールの裏の町道でございます。だから、国道から入れないということです。裏の町道から幅員8mを確保しまして、現状のまま一、二mぐらい、1.5mぐらい高低差があるんですけど、そこを盛り上げるじゃなくて、ここをスロープにして、坂にスロープにして入るような計画です。止めた方はこちらの国道下に、真ん中に歩道と書いてありますけど、こっちが国道側です、のところにスロープとまた4mですか。ここを人が出入りするという予定をされております。

それから、51ページをお願いいたします。被害防除計画書です。

(1)の申請の造成の計画でございますが、今申し上げましたとおり、高低差が1.5m程度ございますが、現状のままかさ上げをせずに利用すると。それから、次の上記に伴います被害防除の措置でございますが、ここは隣接には農地はございません。したがって、被害のおそれはないという状況です。

それから、農業用水の水路の放流でございますけれども、54ページを見ていただければと思っておりますが、青いラインが当然、雨水等の流れるルートでございます。ここから下の国道のほうを潜って水路を放流するという状況です。ここは下水道は関係ありませんので。

一応こういった形で駐車場を計画したいということでの今回、申請が上がっているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 説明が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。5番。

事務局長（金子 剛君） すみません。マイクをつけてもらってよろしいですか。

5番（築城 武美君） 17日の15時に現地立会いを行いました。事務局長と私と業者の〇〇〇〇と行いまして、現状のまま路面をアスファルト舗装することと、入り口を8m取って、そこからスロープをつける。そこの横に転落防止の擁壁を建てるっていう説明を受けております。現状のまま水路を使うということでございますから、田越しの水は従前

どおり、その水路を流れていくということになります。

それから、47ページを見てもらいたいんですが、47ページと48ページを見ていただきますが、水路はどういう形であるかという、48ページにはぐるっとあるんですが、この国道側の67の7の下が暗渠になっていまして、これは佐々中学校の体育館倉庫の裏を通って、本田原のほうに流れていくという水路になっております。

それから、申請図面のほうには、途中で青い水路がなくなりますが、54ページの図面は水路の青が途中で消えてしまいますけれども、これは既に右のほうに暗渠がずっとございまして、体育館のほうにつながっておるという状況でございます。

これは現地で奥様に確認をしたところ、現状もそういうふうに水は流れておるということで、ここは湧き水がしみ出してきとることもございまして、結構水がここへ流れていくという状況になっております。現状のまま放水、現状のまま、現状の状況で放水をすると、こういうことになっております。

それから、書類の中の被害防除の話のところの②のところの生活雑排水のところ下水道とか、4に下水道とか、丸がついておるんですけども、これはここに建物ができるわけじゃございませんので、関係ない申請になっておると。これは消していただければ結構だというふうに思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。この件につきまして何か御意見、御質問のあられる方、いらっしゃいませんか。ないようですので採決をいたします。第20号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。全員賛成ということで進達いたします。

次に、第21号議案非農地通知申出書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の56ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

非農地通知申出書、申出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記土地は自然荒廃により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことを申し出ますということでございます。

土地の所在が佐々町石免字浄古谷778番。地目、登記、畑、現況、原野、705m²。同じく佐々町石免字浄古谷779番1。地目、登記、畑、現況、原野、275m²、合計の980m²でございます。

この農地につきましては、下に書いてありますとおり、補助事業等、農業者年金等には該当はいたしておりません。

次の57ページをお願いいたします。

ここにつきましては57ページで現地の確認を11月10日火曜日13時30分から行っております。南部班長の藤永班長、それから地元の藤永九市委員、私、所有者の〇〇〇〇さんで現況を確認をしたところでございます。

まず場所につきましては、62ページを開いていただければと思いますけども、この場所は、先ほど言いました〇〇〇〇、〇〇〇〇から真っすぐ平田ため池のほう、それからずっと行きますと千本団地に行くほうの道でございます。ぐっと千本の町内集会所がございしますが、そこを左に行けば千本団地なんですけども、そこを真っすぐ行ったところの高台に場所がございします。

58ページの現況写真を見ていただければと思いますけども、下、これは下から見た写真でございます。59ページのほうが、今度上から見た写真です。事務局といたしましては778番、ここは完全に原野化していると。一部竹林等のような状況になっている。ただ779の1は、以前は竹林で結構木が生えていたということだったんですが、横に家がございまして、この家の方等に迷惑かけるということで、小さい竹等を切ってらっしゃるんですね。したがって、まだつくれるといえぱつくれます。ただ、申出人のほうが非農地を申し出るということで、今回、ここに総会に出させていただいているということでございます。

もしうちの農業委員会のほうが非農地として認めたとしても、法務局のほうで当然現況写真を出さないといけませんので、もしかしたら779の1は非農地として認められない可能性もあるという状況の今回は申請です。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について地元委員の説明をお願いします。8番。

8番（藤永 九市君） 恐れ入ります。皆さん、見てのとおり、口石免の浄古谷ということで、大体木場ですから、私は、地元の委員でもなかったんですけども、特別な事務局からの要請もありましたもんですから、南部班長と、これありますように南部班長と、木場ですけども、私が地元委員という立場ということで、事務局と3人、立会いをさせていただきました。

今お話のようなどおりで、写真見てお分かりのとおり、荒れてもない、山林化でもないような感じで原野という形になります。見たところ、非常に判断に苦慮をし、非常に時間的にも審議しながら、また申請人、御本人の〇〇〇〇さんも立会いを頂いて、それぞれお話をしながら、これ見させていただきました。

非常に際どいなという気はしましたけれども、維持管理をされていたようですけども、写真の図面見てお分かりのとおり、ここに宅地が3戸ありますよね、62ページにあります。

すように、〇〇〇〇と〇〇〇〇と書いてありますけども、名前が入ったの、4戸ほどございますけども、維持管理をする中においても非常に雑音、それからいろいろな関係で苦情が出たり何だりしているという状況もお話を頂きました。非常に困った状況下にあると。

何か目的あって、非農地にして転用を今後進めたいという考えではないということで、ただ維持管理も非常に困っているということの中にあって、もともとこれはミカン園の跡地なんです。ミカン園の跡地とおっしゃいましたけども、そういうことを考えながら、やむを得ないだろうなということで、南部班長とも協議をしながら、一応そういうことであれば、一応許可といいますか、了解せざるを得ないだろうなということで、ここにありますように再生不能という形の判断をさせていただいた次第でございますので、いろいろなことを御賢察頂きながら御理解頂ければと思いますので、南部班長に代わりまして、私のほうから御報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。ないようですので採決をいたします。第21号議案について承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）ありがとうございました。委員会においては非農地と判断いたします。次、日程（5）協議事項に移ります。佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見徴収についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の64ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見徴収について、このことについて農業振興地域に関する法律第13条第1項の規定に基づき、佐々農業振興地域整備計画を変更したいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき貴職の意見を伺いますということで、今回産業経済課より申請が上がっております。これ農振除外の変更の意見徴収でございます。

65ページお願いいたします。

佐々農業振興地域整備計画変更計画書でございますけども、まず申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇の社長さんでございます。申請人住所、〇〇〇〇、申請地の所在地、佐々町口石免字竹ノ本1289番。除外面積は435m²。現況、地目、田。

この除外の目的でございますが、除外がされれば当然、また農地転用として上がってくるわけでございますが、その前の段階の除外の申請でございまして、目的が駐車場ということで、今回除外の申請が上がっているところでございます。

71ページをお開きください。

写真で見ていただければ分かると思うんですが、申請箇所につきましては、ここも口石

の〇〇〇〇さんから入ってすぐの農地です。現況は今こういった形で作られているって
いうことでの状況でございますけども、〇〇〇〇さんの従業員の方の駐車場がどうしても
足りないということで、今回ここに駐車場を確保したいということでの除外申請が上がっ
ているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。ここは森の木地区の農
業振興地域の一番端っこ、端になるところです。何かありませんか。ないようですので、
異議なしということでよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）それでは、令
和2年11月11日付の2、3の第217号で意見徴収のあった表記については、本計画
変更についてはやむを得ないと判断したということで回答いたします。

次に、日程（6）その他に移ります。

事務局からお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） まず、①の12月の定例会の日程でございますけども、12月25日
金曜日13時30分から予定をさせていただいております。

それから、五役会につきましては、12月17日木曜日の16時から、議会、佐々町の
定例議会がありますので、時間を遅らせて16時からという予定を組ませていただい
ております。

あとその他につきましては、事務局から今回はございません。

会長（吉野 裕君） その他のその他で、皆さんのほうから何かありませんか。

事務局長（金子 剛君） 前回、中間管理機構の農地の契約書をお渡ししたかと思うんですが、
出されていない方は出していただければと思います。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） その他のその他ということですけども、含めて、定例会25日というこ
とですけど、これ当然毎年、今までの慣例では忘年会も含めながら最後の締めくくりをし
とったんですけども、今回特別できないということで、十分それは承知しております。

ただ第3波ということで、また非常に全国、今感染拡大している状況下の中ですから、
当然、町の方針としましても町政、町の関係のそれぞれの各種委員会、それぞれござい
ますけども、そういったことを考慮しながら、今までどおり自粛しながら、ほとんどが書
面議決という形を持っていかれている状況下にあります。

うちはこのように20人以下であるからかもしれませんけども、総会については穏便に
できている状況下にありますけども、そういうことでほかのそれぞれの各種委員会、かれ
これ含めまして、町の方針として、今まで以上に自粛をしながら控えている状況下にある

んだらうと思いますけど、状況等を事務局長の立場から、職員の立場からも、町の状況はどうあるのか。

それから、もちろん忘年会も含めましてですけども、申し上げましたけれども、年未年始、それぞれ諸行事多いですね。主な行事等々があります。そういうとも含めて、このコロナの影響ですっと引きずっていくような形の中で、思うようにいかないということじゃないかと思いますが、町の方針としては、どういうふうな形になっとるか、お分かり、今後の見通しについて状況判断を頂ければと、この際ですから、事務局長にお願いして、確認したいと思いますが、いかがですか。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今の件についての御回答させていただきますと、まず県内の農業委員会の開催状況は、毎月農業会議のほうに確認はいたしております。今、中断とか中止とか、そういったところは県内の農業委員会はありません。そういう状況です。

それから、懇親会等でございますが、基本は5名以上で懇親会等はないよという事で、うちの総務課のほうからは指示がっております。ただ強制じゃないので、各種団体、委員会等ができるかと判断すれば、そこは止めませんよという回答は頂いております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにございませぬか。年を明ければ、多分農協の座談会ですか、例年の、あれも開催されると思いますが、どのような形でされるのかは、まだ私は詳しくは分かりませぬけれども、そういうところでも密とならないような状況で、まだしなければならぬのかなと思っております。

それと今年、今回から多分地区割が縮小されてっていうか、回数が各町内あったのが、多分合同でっていうところが出てくるように計画をされているそうです。佐々町で5か所ぐらいになるのかなということです。

年未年始といろいろ追い迫った会合もあろうかと思いますが、コロナに対してまだ佐々町から感染者が出ておりませぬので、発生しないように皆さんで気をつけて、自分の体は自分で守るということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なければ、本日の総会を終わりたいと思ひます。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

（ 閉 会 午後 2時30分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 吾野 裕

会議録署名委員 齋持 雅祥

会議録署名委員 井手 俊博